

八幡平市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査(令和4年10月実施分)の結果を、同条第9項の規定により公表する。

令和4年12月1日

八幡平市監査委員 村 山 巧
八幡平市監査委員 岩 根 修 象

記

第1 監査の執行日時、対象及び場所等

期 日	対象課等	時 間	場 所
令和4年 10月6日	企 画 財 政 課	10:00 ~ 12:00	議会議事堂 理事者控室
	市 民 課 清 掃 セ ン タ ー	13:15 ~ 16:30	
10月7日	防 災 安 全 課	10:00 ~ 12:00	
	総 務 課 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	13:15 ~ 16:30	
10月11日	税 務 課	10:00 ~ 12:00	
	文 化 ス ポ ー ツ 課	13:15 ~ 16:30	
10月12日	ま ち づ ぐ り 推 進 課	13:15 ~ 15:15	

第2 監査執行者

監査委員 村 山 巧
監査委員 岩 根 修 象

第3 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適切に行われているかを主眼とした。また合規性に加えて、合理性、妥当性の視点からも監査を実施した。

なお、監査の実施にあたっては、八幡平市監査基準及び当年度の監査方針に基づき監査を行った。

第4 監査の方法

令和4年度における財務実務、事業の実施状況及び管理状況について、あらかじめ調書の提出を求めたうえで、所定の調書に基づき各所属長等から説明を聴取するとともに、併せて既に実施した例月現金出納検査の結果等を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係書類を調査する監査の方法とした。

なお、各課等に事前に提出を求めた調書は次のとおりである。

(各課等)

事務事業の概要及び予算執行状況（歳入・歳出）、業務委託契約（随意契約）の状況、工事契約（随意契約）の状況、負担金・補助及び交付金の交付状況、徴収金に関する調べ（指定債権のみ）、財産管理の状況（公有財産等の管理状況・未登記状況調書（土地））、職務に関連した現金等及び団体事務局の取り扱い状況、コンプライアンスの取組状況、指摘事項等の取組状況、年間スケジュール表

第5 監査の結果

監査の結果、各課等の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が認められたので適切な措置を講じられたい。また、監査時に見受けられた軽易な事項については、その都度、担当職員に対して改善検討を要請した。

なお、指摘事項については、改善措置を講じたのち、その内容を速やかに監査委員に報告するものとする。ただし、(1) 共通に係る指摘事項については、報告を要しない。

(1) 共通

① 予算執行に係る関係課長等への合議について【指摘事項】

八幡平市予算規則第12条において、契約の締結や補助金を交付する場合等にあつては、同規則の合議事項及び合議区分の定めるところにより、関係課長等に「合議をしなければならない」旨、規定されているにもかかわらず、総務課長や契約管財係への合議を行わずに随意契約を締結している業務が、複数の課（市民課・総務課・税務課）において見受けられた。予算の執行に当たっては、安易に前例を踏襲するのではなく、その都度、予算規則等の関係例規を確認して、適時・適切に関係課長等への合議を行い、規則等に定める決裁区分に則した決裁を得たうえで、適正に予算を執行すること。

(2) 企画財政課

① 財務諸表作成支援業務に係る完了報告書について【注意事項】

当該業務は、令和6年3月31日までを履行期間とする長期継続契約に基づく委託業務であるが、令和3年度分の完了報告書を見ると、委託業者からの提出日と市の受付日が令和4年3月30日となっている。ところが、実際の業務完了の日は、それより1日遅い令和4年3月31日となっており、時系列的に矛盾している。市は、委託業者から提出された当該完了報告書の日付を、事業完了の日以降の日付に是正させたうえで受け取るべきであった。今後においては、適切に事務処理を行うこと。

(3) 市民課・清掃センター

① 委託業務に係る委託料単価設定の根拠等について【注意事項】

令和4年度の間人ドック健康診断に係る後期高齢者健康診査業務及び特定健康診査業務は、市が岩手県厚生農業協同組合連合会に委託して行っているものであるが、実際の診査は、市と同連合会との委託契約等に基づき公益財団法人岩手県予防医学協会が同連合会の所有施設である人間ドックセンターで実施している。後期高齢者健康診査業務の委託契約書には、「一人当たり委託料単価 6,490 円(消費税込み)」、また、特定健康診査業務の委託契約書には、「一人当たり委託料単価 6,820 円(消費税込み)」と記載されているが、それぞれの委託契約締結伺いには、当該委託料単価設定の根拠等が記載されていない。このことについて、当課の見解は、当該人間ドック受診に係る特定健診分の単価については、別途、市が同予防医学協会に委託して実施している集団健診単価を算出根拠としており、また、八幡平市契約規則運用指針の3(2)に基づき、市が決定した集団健診単価による業務委託なので、見積書の徴収を省略しているとのことであった。今後においては、委託契約締結伺いの際に、「八幡平市契約規則第18条第2項に基づき見積書の徴収を省略する」旨を明記するなど、適正な委託契約事務の執行に努めること。

(4) 防災安全課

① 委託業務見積開封復命書の不備について【注意事項】

令和4年度の防災行政無線設備保守点検等業務の見積開封の復命書について、見積調書の見積額が本来記載すべき税抜額の「2,137,000 円」ではなく、税込額の「2,350,700 円」と間違えて記載している。また、この復命書の決裁欄に課長印が押印されていない。今後においては、担当者はもとより決裁権者を含めて、決裁ラインにおけるチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努めること。

(5) 文化スポーツ課

① 指定管理に係る再委託の協議方法について【意見又は留意事項】

平舘地域振興協議会が指定管理者となっている八幡平市平舘ふれあい広場テニスコートについて、指定管理者仕様書には、管理に関する再委託の禁止事項があり、この中で「清掃などの個別の業務については、市との協議のうえ、第三者に委託できるものとする」と明記されている。しかし、協議の方法が書面ではなく口頭のみで行われていることから、業務内容や料金等に関するトラブルを防ぐためにも書面協議で行うよう改善されたい。

(6) まちづくり推進課

① 補助金交付申請等の書類の不備について【注意事項】

令和4年度の八幡平市自治集会所建設工事費補助金について、荒木田自治公民館から提出された補助金交付申請書や事業計画書、事業実績報告書に未記載の箇所がある。また、収支予算書には、改修工事の支出予算額として「1,210,000 円」とあるが、添付されている見積書には、「税込見積合計金額 1,267,950 円」と「NET 金額 1,210,000 円」の2つの金額が記載され、どちらの数字が正しい見積金額なのかが曖昧であり、補助金交付申請書に添付する見積書としては適当とは言えない。今後においては、書類の記入漏れや誤記載の有無、添付資料の記載内容に間違いがないかなどを十分に確認のうえ、書類の不備については是正

させるとともに、担当者はもとより、職場内におけるチェック機能を強化して、補助金交付事務を適切に執行すること。